

# 用語の解説

## 国勢調査

国勢調査は、大正9年以来ほぼ5年ごとに行われており、平成22年国勢調査は19回目に当たる。

## 調査の時期

10月1日午前零時現在によって行われる。

## 調査の対象

国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行われる。

「常住している者」とは、当該住居に3ヶ月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3ヶ月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、原則として、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなされる。ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人・軍属とその家族を除く。

## 人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。

## 人口集中地区

市区町村の境界域内において、人口密度の高い基本単位区(原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上)が隣接し、かつ、その隣接した基本単位区内の人口が5,000人以上となる地域をいう。

## 配偶関係

届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分。

**未婚**—まだ結婚したことのない人。

**有配偶**—届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人。

**死別**—妻又は夫と死別して独身の人。

**離別**—妻又は夫と離別して独身の人。

## 世帯の種類

### 一般世帯

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含まれる。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者。
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者。

### 施設等の世帯

次のものをいう。なお、世帯の単位は、原則として下記の(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人である。

- (1) 寮・寄宿舎の学生・生徒—学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり。
- (2) 病院・療養所の入院者—病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり。
- (3) 社会施設の入所者—老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり。
- (4) 自衛隊営舎内居住者—自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり。
- (5) 矯正施設の入所者—刑務所及び拘置所の被收容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり。
- (6) その他一定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠(住所)を有しない船舶乗組員など。

## 世帯人員

世帯を構成する各人(世帯員)を合わせた数をいう。

## 世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続柄により、次のとおり区分。

- A 親族のみの世帯**—二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯。
- B 非親族を含む世帯**—二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯。
- C 単独世帯**—世帯人員が一人の世帯。

## 3世代世帯

世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母(又は世帯主の配偶者の父母)、世帯主(又は世帯主の配偶者)、子(又は子の配偶者)及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいう。

## 母子世帯・父子世帯

### 母子世帯

未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

### 父子世帯

未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

## 高齢夫婦世帯

夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯をいう。

## 住居の種類

### 住宅

一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む）。

### 住宅以外

寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物。

なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

## 住宅の所有の関係

### 主世帯

「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯

- ①持ち家
- ②公営の借家
- ③都市再生機構・公社の借家
- ④民営の借家
- ⑤給与住宅

### 間借り

他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合。

## 住宅の建て方

### 一戸建

1建物が1住宅であるもの。なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が1住宅であればここに含まれる。

### 長屋建

二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの。いわゆる「テラス・ハウス」も含む。

### 共同住宅

棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの。1階が店舗で、2階以上が住宅になっている建物も含む。

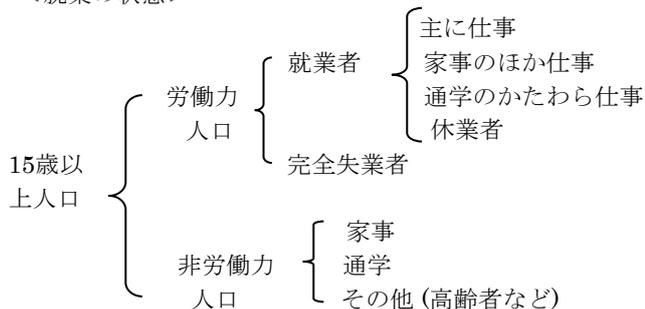
### その他

上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合。

## 労働力状態

15歳以上の者について、平成22年9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分されている。

<就業の状態>



**労働力人口**—就業者と完全失業者を合わせたもの。

**就業者**—調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人。

なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とされる。

(1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合。

(2) 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合。また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含められる。

#### **主に仕事**

主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていた場合。

#### **家事のほか仕事**

主に家事などをしていて、そのかわら仕事をした場合。

#### **通学のかたわら仕事**

主に通学していて、そのかわら仕事をした場合。

#### **休業者**

(1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合。

(2) 事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合。

**完全失業者**—調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人。

**非労働力人口**—調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人。

**家事**—自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合。

**通学**—主に通学していた場合。

**その他**—上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）。

ここでいう通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

## **従業上の地位**

就業者について、調査週間中にその人が仕事をしてきた事業所における地位によって、次のとおり区分。

### **雇用者**

会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人。

### **正規の職員・従業員**

勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人。

### **労働者派遣事業所の派遣社員**

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人。

### **パート・アルバイト・その他**

就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人。また、専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人。

### **役員**

会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員。

### **雇人のある業主**

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人。

### **雇人のない業主**

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人。

### **家族従業者**

農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族。

### **家庭内職者**

家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人。

## **産 業**

産業は、就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしてきた事業所の主な事業の種類（調査週間中「仕事

を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている主な事業所の事業の種類）によって分類される。

なお、仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類による。また、労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によって分類される。

平成22年国勢調査の産業分類は、平成19年11月に改定された日本標準産業分類を基準としており、大分類が20項目、中分類が82項目、小分類が253項目となっている。

なお、産業（3部門）の区分は、大分類を次のように集約したものである。

第1次産業 A 農業、林業 B 漁業

第2次産業 C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業

第3次産業 F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業 I 卸売業、小売業  
J 金融業、保険業 K 不動産業、物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業  
M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業  
P 医療、福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業（他に分類されないもの）  
S 公務（他に分類されるものを除く）

## 従業地・通学地

### 自市区町村で従業・通学

従業・通学先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合。

#### 自宅

従業している場所が、自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合。併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先はここに含まれる。また、農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含まれる。

#### 自宅外

常住地と同じ市区町村に従業・通学先がある人で上記の「自宅」以外の場合。

### 他市区町村で従業・通学

従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合。これは、その市区町村からの流出入口を示すものである。

#### 県内他市区町村

従業・通学先が常住地と同じ都道府県内の他市区町村にある場合。

#### 他県

従業・通学先が常住地と異なる都道府県にある場合。

## 夜間人口と昼間人口

夜間人口（常住地による人口） =（常住人口）

昼間人口（従業地・通学地による人口） =（常住人口）－（流出入口）＋（流入人口）

## 従業・通学時の世帯の状況

一般世帯を、世帯員の従業・通学の状況により「通勤・通学者のみの世帯」と「その他の世帯」に区分し、さらに、「通勤・通学者のみの世帯」については通勤者か通学者かにより、また、「その他の世帯」については、通勤・通学者が勤務先・通学先に出かけた後その世帯に残る世帯員の構成により、次のとおり区分される。

### 通勤・通学者のみの世帯

世帯員のすべてが通勤・通学者である世帯

「通勤者のみ」－世帯員のすべてが通勤者である世帯

「通学者のみ」－世帯員のすべてが通学者である世帯

「通勤者と通学者のいる世帯」－世帯員に通勤者、通学者ともにいる世帯

### その他の世帯

通勤・通学者以外の世帯員がいる世帯

「高齢者のみ」－65歳以上の人のみ

「高齢者と幼児のみ」－65歳以上の人と6歳未満の人のみ

「高齢者と幼児と女性のみ」－65歳以上の人と6歳未満の人と6～64歳の女性のみ

「高齢者と女性のみ」－65歳以上の人と6～64歳の女性のみ

「幼児のみ」－6歳未満の人のみ

「幼児と女性のみ」－6歳未満の人と6～64歳の女性のみ

「女性のみ」－6～64歳の女性のみ

「その他」－上記以外

（資料：総務省統計局「平成22年国勢調査報告」）